

【別添】

再送信同意に係る尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：尾道ケーブルテレビ株式会社（広島県尾道市）

代表者：代表取締役社長 三宅 敬一

住 所：広島県尾道市西御所町14-15

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

広島県尾道市の一部（別紙のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成10年から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

対立点	テレビせとうち(株)の主張	尾道ケーブルテレビの主張
1. 放送事業者の免許制度について	放送局は県(圏)域免許であるため県(圏)域外には同意出来ない	以前許可頂いたときも県域免許であった。現状も同様ではないか?
2. 著作権について	自局の放送エリア(県内)についてのみ著作権の処理を行っている。エリア外については未処理のため、問題が発生する可能性がある。	JASRACをはじめとする権利5団体とは、契約しており、それに基づき処理を行っている。その他、必要があればケーブル事業者で処理するよう同意書に明記してある。
3. 緊急放送等の地域性について	視聴者が自分の居住するエリア外の放送を視聴していて、自分の居住するエリアの緊急放送、災害放送等を見逃したら、対応が遅れる可能性がある。	現在の地震情報等の告知放送についても隣接県以外についても全国的に放送されている。同様に視聴者の生命、財産等に危険が及ぶような緊急告知放送は、当然隣接県でも放送されると思われる。最終的には視聴者が判断することである。

以上

別 紙

広島県 尾道市	<p>久保 1 丁目から 3 丁目まで、十四日元町、土堂 1 丁目から 2 丁目まで、東土堂町、西土堂町、東御所町、西御所町、新浜 1 丁目から 2 丁目まで、古浜町、正徳町、吉和西元町、沖側町、東元町、三軒家町、天満町、栗原東 1 丁目から 2 丁目まで、栗原西 1 丁目から 2 丁目まで、東則末町、西則末町、尾崎本町、東久保町、西久保町、防地町、長江 1 丁目から 3 丁目まで、新高山 1 丁目から 2 丁目まで、東尾道、向東町の全域</p> <p>神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、潮見町、桜町、門田町、山波町、栗原町及び美ノ郷町三成、高須町、久保町、新高山 3 丁目、久山田町、原田町、木ノ庄町および向島町の各一部</p>
------------	---